

# 精神保健福祉士国家試験の今後のあり方について

(「精神保健福祉士国家試験のあり方に関する検討会」報告書概要) 平成23年11月11日

平成24年4月1日から施行される精神保健福祉士法施行規則、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則の改正及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の制定によりカリキュラムの見直し等が行われたところであるが、新カリキュラムによる国家試験問題の作成が平成24年5月から始まることを踏まえ、下記の事項について検討を行った。

1. 国家試験に係る基本的な事項について 2. 新カリキュラムに対応した国家試験のあり方について 3. その他

## 国家試験に係る基本的な事項

### (1) 出題の基本的な考え方

・精神保健福祉士国家試験の出題の難易度は標準的であるべきであり、精神保健福祉士に必要とされる基本的な専門的知識や技術が網羅的に備わっていることを確認するもの。

### (2) 合格基準のあり方

・0点科目は、精神保健福祉士に必要とされる基本的な専門的知識や技術が網羅的に備わっていることを確認するため、必要な合格基準。  
・カリキュラムの見直しにより、出題数が少なくなる専門科目は科目群として扱うなどの配慮。

### (3) 試験問題の質の向上

・難易度が高い問題や識別値の低そうな問題は、国家試験委員会が選別する機能をより強化。また、国家試験実施後の検証を十分に行うなど、試験問題の質のさらなる向上。  
・精神保健福祉における専門用語(略語、カタカナ等)は、精神保健福祉士国家試験委員会において専門用語の使い方を整理して作問。

### (4) 望ましい問題作成プロセス

・試験問題のプール制について検討必要。  
・専門的・技術的な観点から試験委員を支援することができるよう、試験センターの体制充実。

## 新カリキュラムに対応した国家試験のあり方

### (1) 科目別出題範囲

・出題範囲は、出題の方向性を定めるにとどめ、年度ごとに試験センターにおいて必要な事項を検討。

### (2) 科目別出題数

・専門科目における総出題数は現行どおり。  
・実際の現場に必要となる考え方を問う出題形式の出題を増やす。

### (3) 試験時間

・共通科目においては1科目加わるため、それに応じて試験時間を長くする。

### (4) 科目別作問体制

・試験科目ごとの試験問題の作問体制を見直す。  
・事例問題を出題する試験科目などにおいて、試験科目によっては現行の試験委員数よりも充実する。  
・出題数の多い試験科目については、例えば、正・副委員長の役割分担のなかで工夫し、取りまとめていく。

### (5) 試験日程

・試験日を調整するなどして、社会福祉士・介護福祉士国家試験が同時受験できる機会を与えることが必要。  
・現に働く受験生や遠方からの受験生を考慮した対応がされるよう、今後検討。